

返戻金制度に関する事項について

当社からの紹介により採用された求職者が、入社後6ヵ月以内に明らかに当該求職者の責により解雇された場合、または自己都合により退職した場合、受領したコンサルティングフィーのうち、下記の金額を求人者に返還いたします。返還のご請求期間は、対象となる方が退職された日の翌月末日までとさせていただきます。翌々月1日以降のご請求につきましては、理由の如何を問わず返還できかねます。

入社日から起算して1ヵ月以内で退職した場合	コンサルティングフィーの100%
入社日から起算して1ヵ月を超え3ヵ月以内で退職した場合	コンサルティングフィーの50%
入社日から起算して3ヵ月を超え6ヵ月以内で退職した場合	コンサルティングフィーの10%